

広陵町中小企業・小規模企業実態調査等業務委託 仕様書

1. 業務名

広陵町中小企業・小規模企業実態調査等業務委託

2. 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日から令和5年3月31日までとする。

3. 業務の目的

本業務は、広陵町中小企業・小規模企業振興計画のいっそうの推進を図るため、町内すべての中小企業・小規模企業に対し、実態調査を実施し、計画の進捗状況や事業者に対する適切な支援の洗い出しを図る。また、求職者に多様な働き方を提供し、事業者が必要とする人材を安定的に確保するため、求職者と事業者をマッチングする地域密着型プラットフォームの構築に資することを目的とする。

本業務の発注については、事業者からの独自提案を踏まえた調査等を行うため、公募型プロポーザル方式により実施するものである。なお、応募事業者が1者の場合であっても、合格基準点（60点）に達していれば、受託予定者として決定する。

4. 業務内容

- (1) 調査方法の検討
- (2) 設問内容の検討、アンケート票作成
- (3) アンケートの実施
- (4) アンケート結果の集計
- (5) 分析、報告書の作成
- (6) 地域密着型プラットフォームの事例調査

5. 委託の内容

(1) 調査方法の検討

町内事業者の状況を把握し、より多くの事業者が回答できるよう調査方法の検討を行う。

(2) 設問内容の検討、アンケート票作成

業務の目的を達成するために必要な設問について、中小企業・小規模企業振興全体部会及び作業部会（計5回程度）に参加し、意見を反映した上で、発注者と協議し作成する。また、アンケート票（A4サイズ8頁程度）を作成し、必要な部数を印刷する。

※調査対象者 町内に事業所を置く中小企業・小規模企業 約900社

※調査対象リストは委託者が提供するが、提供したリストのデータ不備などについてできる限り確認を行うこと（その方法は企画書で提案を求める）。

(3) アンケートの実施

①調査時期

令和4年12月～令和5年1月の間で、発注者と協議の上、決定する。

②調査方法

調査対象者に対して、郵送（普通郵便）にて調査票を送付する。回収については返信用封筒により行うものとする。なお、調査にあたっては以下の点に留意すること。

ア) 往信、返信ともに郵送料は受注者が負担するものとする。

封筒については、以下のとおりとする。

・往信用封筒：角形2号

・返信用封筒：長形3号（料金受取人払郵便）

イ) 調査票の封入・封緘作業は受注者において実施すること。

ウ) 調査票の返信期限は、発送後20日程度とし、発注者と協議の上、決定すること。

エ) 未回収分全件を対象に、調査協力依頼のはがきを送付すること。

(4) アンケート結果の集計

アンケート調査により得られた情報について、記入内容を点検、集計し、データベース化すること。なお、集計にあたっては、以下の点に留意すること。

ア) 全設問について単純集計を行うとともに、発注者が指定する設問については、業種別、事業者別規模別等、その他必要なクロス集計を行うこと。

イ) 自由記述の回答欄を設けた場合は、その回答を属性、意見項目別等でまとめること。

(5) 分析、報告書の作成

調査の概要及び集計、分析結果をまとめた報告書を作成すること。

(6) 地域密着型プラットフォームの事例調査

家庭や身体的な事情、男女協働参画による女性の社会進出などに合わせた多様な働き方の実現と、事業者が必要とする人材の安定確保のため求職者と事業者をマッチング、人材育成及び働きやすい環境をつくるための事業者支援等を実施する地域密着型プラットフォームの先進事例について調査し、運営方法、事業形態について比較検討し報告すること。

報告の作成に当たり、5. 委託内容（2）と同部会への参加を通して、事業者からの意見を反映した上で、発注者と協議し作成する。

(7) その他独自提案

本業務の実態調査、地域密着型プラットフォームの事例調査に当たり、事業者のノウハウ、実績を活かした発想や技術力による民間独自提案を行うこと。

6. 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。ただし、下記以外で必要と思われる資料がある場合は、成果品と共に納品すること。

ア) 報告書（紙媒体10部、データ1部（Word、PowerPoint、PDF形式のいずれか））

この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

イ) 調査結果入力データ（CD-ROM1部（Excel形式））

7. その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、打ち合わせ協議等により、発注者と十分に協議して実施するとともに、定期的に進捗状況を報告すること。
- (2) 本業務の履行にあたっては、関連する法令等を遵守すること。
- (3) 本業務の履行にあたり知り得た個人情報等の取扱いについては十分に注意し、本業務完了後も、他へ開示、漏洩及び目的外利用してはならない。
- (4) 成果物及び作業工程で作成された資料等に対する一切の権利は、発注者に帰属する。
- (5) 本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者負担とする。
- (6) 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が別途協議するものとする。